

鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱 新旧対照表

鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱（平成18年6月6日付第200600025812号生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 略</p> <p>（実績報告の時期等）</p> <p>第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「<u>実績報告</u>」<u>という。</u>）は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかとなっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその額を超える額を控除して報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>（注1）工事請負費又は委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行を行ったもの又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p> <p>（注2）<u>「検査、加工等外注費」及び「共同研究費」の補助対象経費の配分は、補助対象経費の合計の50%以内とする。</u></p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>（実績報告の時期等）</p> <p>第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかとなっている仕入控除税額（以下「実績報告控除額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその額を超える額を控除して報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>（注）工事請負費又は委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行を行ったもの又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>

<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業計画書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）</u></p> <p><u>8</u> 添付資料 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業実施計画書 当該研究チームにおける物品等の管理と所有についての書類</p>	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業計画書</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7</u> 添付資料 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業実施計画書 当該研究チームにおける物品等の管理と所有についての書類</p>
<p>様式第2号 略</p>	<p>様式第2号 略</p>
<p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 職氏名</p> <p><u>年度</u>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業 本補助金の補助事業は、「 年度鳥取県リサイクル技術・製品実用化</p>	<p>様式第3号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 職氏名</p> <p>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業 本補助金の補助事業は、「平成 年度鳥取県リサイクル技術・製品実</p>

事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 略

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱（平成18年6月6日付第200600025812号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 略

用化事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

算定基準額	金	円
交付決定額	金	円

3 略

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 略

様式第4号（第10条関係）

鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業（中間）報告書

1～6 略

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

8 添付資料

研究開発等の成果（中間）報告書

様式第4号（第10条関係）

鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業（中間）報告書

1～6 略

7 添付資料

研究開発等の成果（中間）報告書

様式第5号～様式第6号 略

様式第5号～様式第6号 略

様式第7号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県知事 様

住 所
氏 名

住 所
氏 名

（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業進捗状況報告書

鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業の 年度における進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業の 平成 年度における進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
年度における実績 ①		
年度以降の実施予定 ②		

（注）①及び②の合計額は、交付決定額と一致するものである。

交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
<u>平成</u> 年度までの実績 ①		
<u>平成</u> 年度における実績 ②		
<u>平成</u> 年度以降の実施予定 ③		

（注）①から③までの合計額は、交付決定額と一致するものである。

様式第8号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県知事 様

住 所
氏 名

住 所
氏 名

<p style="text-align: center;">(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p><u>年度</u>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業に係る事業化状況報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業の 年度の事業化等の状況について、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>	<p style="text-align: center;">(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業に係る事業化状況報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業の <u>平成</u> 年度の事業化等の状況について、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>
<p>様式第9号(第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p><u>年度</u>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金に係る工業所有権等取得届出書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業に基づく発明等に関し、下記のとおり工業所有権等の取得(出願、譲渡、実施権の設定)をしたので、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>	<p>様式第9号(第14条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金に係る工業所有権等取得届出書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業に基づく発明等に関し、下記のとおり工業所有権等の取得(出願、譲渡、実施権の設定)をしたので、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付決定した事業については、なお従前の例による。